

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第 46 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の執行に伴い、
公職選挙法施行令第 17 条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを、
次の期間延期する。

令和 8 年 1 月 19 日

さいたま市中央区選挙管理委員会

委員長 霜田 雅弘

登録の移替えを延期する期間

令和 8 年 1 月 19 日から選挙期日まで

告示期間の期限 令和 8 年 2 月 8 日まで